

# 独立行政法人国立女性教育会館及び男女共同参画センターの機能強化

令和 6 年 3 月

内閣府男女共同参画局  
文部科学省総合教育政策局  
独立行政法人国立女性教育会館

01

**独立行政法人国立女性教育会館及び男女共同参画センターの機能強化**

02

主に寄せられる御心配の声について

# 独立行政法人国立女性教育会館及び男女共同参画センターの機能の強化及び施設の見直し

- 「独立行政法人国立女性教育会館（NWEC）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書」（令和5年4月11日）に盛り込まれた施策・取組の着実な実施を目指す。

## 機能の強化

- 女性の経済的自立は、新しい資本主義の中核であり、社会全体で女性活躍の機運を醸成し、多様性を確保していくことは、我が国の経済社会の持続的発展において不可欠な要素である。  
あらゆる地域・分野において横断的に女性活躍の基盤を強化していくため、各地域の実情に応じてきめこまやかに施策を進められるよう、男女共同参画センターが、関係者相互間の連携と協働の促進に必要な施策を推進する拠点機能を担うことを明確にすることを検討する。
- また、各地の男女共同参画センターが地域における多様な関係者と円滑に連携・協働し、その役割を十分に果たせるようにすることも必要である。  
このため、現在の国立女性教育会館の機能を抜本的に見直し・強化し、内閣府が主導する男女共同参画社会の形成の促進に寄与するための新たな中核的組織の整備について検討し、具体化する。本組織には、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」、地域の男女共同参画センターを支援する「センターオブセンターズ」としての機能を担わせることを目指し、本組織及び男女共同参画センターが担うこととなる連携及び協働の促進、人材の確保等を、国及び地方公共団体の基本的施策として位置付けることを検討する。

## 施設の見直し

- 国立女性教育会館の機能の抜本的見直し・強化にあたっては、上記の機能を十分に発揮できるよう、ハード(施設)からソフト(機能)への転換を目指す。

# 独立行政法人国立女性教育会館(National Women's Education Center)について

## 1. 法人の目的・事業

- 女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする（独立行政法人国立女性教育会館法第3条）。
- 研修、広報・情報発信、調査研究、国際貢献の4つの事業により、男女共同参画の推進に取り組む。

## 2. 組織・運営

- 役員4名（理事長(1)、理事(1)、監事(2)）  
職員49名（常勤(21)、再雇用職員(1)、有期雇用(16)）  
パートタイム(11)

(令和6年1月現在)

- 予算（令和5年度）  
運営費交付金 506百万円  
施設整備費補助金（令和4年度第2号補正） 181百万円

## 3. 沿革

- 埼玉県等からの誘致により、同県比企郡嵐山町に、女性の自発的な学習を促進するための国立施設として設置。

昭和52 (1977) 年 7月	文部省の附属機関として「国立婦人教育会館」が設置される
平成13 (2001) 年 1月	「国立女性教育会館」と改称
4月	独立行政法人化
平成18 (2006) 年 6月	女性情報ポータル (Winet) 公開
平成20 (2008) 年 6月	女性アーカイブセンター開設
平成27 (2015) 年 7月	PFI制度を導入

■嵐山町の位置

(引用:嵐山町公式HPより)



※国会議事堂前駅から武蔵嵐山駅まで  
所要時間：約1時間半～2時間弱



(本館・実技研修棟) 8,509㎡  
(宿泊棟A・B・C) 9,025㎡・収容定員 計348名  
(研修棟) 7,470㎡・利用定員 計1,459名

# 男女共同参画センターについて

男女共同参画のための総合的な施設として、地域の様々な課題に対応するための実践的活動を行っている。

なお、法律上の根拠はなく、都道府県や市町村が条例等を制定し、設置している。

## 1. 主な事業

### ○広報啓発

男女共同参画の推進を目的としたフォーラム・シンポジウムの開催、広報誌の発行

### ○講座

教養・知識等を身につけるための講座の開催、技術・資格の取得

### ○相談事業

子育て等家庭に関する相談、女性の健康に関する相談、女性に関する法律相談への対応等

### ○情報収集・提供

書籍資料・情報の収集、図書館やHP等を通じた情報提供

### ○調査研究

男女共同参画に関する意識調査や他地域の男女共同参画に関する事例研究等の調査・研究

等

## 2. 設置状況（令和4年4月1日現在）

○都道府県：45都道府県設置、49施設

○政令指定都市：全20市設置、29施設

○市区町村（政令指定都市を除く）：275市区町村設置、278施設

全国計356施設

※運営形態：直営249施設、指定管理84施設、その他33施設

（直営及び指定管理者制度の併用等により運営している施設があるため、設置施設数とは一致しない。）

# 独立行政法人国立女性教育会館・男女共同参画センターの機能強化に係るこれまでの経緯

2012年8月28日

文部科学省「国立女性教育会館の在り方に関する検討会」報告書を決定、公表。

宿泊施設等の「ハード」の管理運営を全面的に民間に分離・委託し、資源を「ソフト」に集中できる構造に転換すべきことを明記。

2022年6月3日

女性活躍・男女共同参画の重点方針2022(すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部)を決定。

国立女性教育会館(NWEC)の主管の内閣府への移管、NWECの機能強化を行う観点からNWECの業務の在り方について検討することを明記。

2022年12月16日

独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ(機能強化WG)の開催を決定(男女共同参画会議 計画実行・監視専門調査会決定)。

2023年4月11日

機能強化WG報告書を決定、公表。

NWECを男女共同参画のナショナルセンター及び男女共同参画センターを強力にバックアップするセンターオブセンターズとするための具体的な方針が提言されるとともに、研修棟や宿泊棟といった施設の在り方を検討すべきことが提言される。

➡ NWECの施設の見直しに係る検討を開始(2024年3月現在、所在地である嵐山町、敷地の9割強を所有する埼玉県と協議中)。

2023年6月13日

女性活躍・男女共同参画の重点方針2023(すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部)を決定。

機能強化WG報告書の計画的な実施、並びにNWECの主管の内閣府への移管及びNWECの機能強化を図るための法案について、令和6年通常国会への提出を目指すことを明記。

骨太の方針2023(同年同月16日閣議決定)においても、令和6年通常国会への法案の提出を目指すことを明記。

2023年12月25日

男女共同参画会議において、NWECの機能を十分に発揮できるよう、ハード(施設)からソフト(機能)への転換を目指すとの方向性を内閣府から報告。



# 独立行政法人国立女性教育会館（NVEC）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書 概要

## はじめに ※ 独立行政法人国立女性教育会館（NVEC）：NVEC、男女共同参画センター：センター

「新しい資本主義」の中核と位置付けられた女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、

- ・全国のセンターを強力にバックアップするため、NVEC Cについて、その主管を内閣府へ移管し（文部科学省は引き続き共管）、地域における人材育成機能や拠点機能等の機能強化
- ・センターについて、各地域の課題に応じてその役割を十分に果たす観点から、専門人材の育成・確保、関係機関・団体との連携強化等の機能強化

との方針の下、その在り方について検討を行うため、令和4年12月から議論を行い、それぞれ具体的な機能強化策を取りまとめ。（令和5年4月）

## 第1. 女性活躍・男女共同参画における現状と課題

### 1. あらゆる分野における女性の参画

2022年のジェンダー・ギャップ指数は146か国中116位。政治分野・経済分野等の各分野における女性の参画の遅れ。

### 2. 女性の経済的自立

人生100年時代を迎え、家族の形も大きく変化し、人生は多様化する一方、女性の就労をめぐる状況には、男女間賃金格差やL字カーブ等の課題が存在。

女性デジタル人材の育成等、女性が経済的困窮に陥らずに生活できる力をつけることが喫緊の課題。

### 3. 地域における男女共同参画

若い女性の地域からの転出により、少子化・人口減少が加速。各地域の状況に応じた取組や、男性の活躍の場を家庭や地域へ広げることが重要。

## 第2. 1. センターの現状と課題

### （1）職員の育成・専門性

継続的な人材育成や専門性（啓発・相談支援等）の高い人材の確保が困難、研修受講の経費や時間的余裕がない、幅広い分野の相談支援ニーズの高まり等

### （2）地域の関係機関との連携・ネットワーク

自治体関係部局、センター同士、企業、教育機関等との連携の不足等

### （3）地域・社会における事業ニーズの把握と対応

事業ニーズの把握のためのノウハウ等が不十分、デジタル分野の研修に必要な専門知識等の不足等

### （4）利用者層

利用者が一部の層（女性等）に固定化、施設・設備の老朽化、事業の広報・周知の不足等

### （5）調査研究等

各地域の状況等の把握・分析に必要な専門知識のある職員がいない、センター間の連携不足により地域間の比較分析等ができない等

### （6）体制等

職員の給与が低い、体制が脆弱、法律上の位置付けがない等

## 第2. 2. NVECの現状と課題

### （1）男女共同参画施策の総合的な実施

課題が幅広く多様化する中で、女性教育に軸足を置いた事業展開から、総合的に男女共同参画社会の形成に取組み、機関として、事業の対象分野の拡充や、人材育成・啓発活動の対象層を拡大。

### （2）センターのバックアップの強化

各地のセンターに積極的にアプローチして支援するバックアップ機能を高め、各地のセンターの取組を底上げ。

### （3）施策の実施状況等に関する把握・分析・評価・発信

各地域の取組の進捗や課題を的確に把握し、各施策の効果を適切に評価するための調査研究機能の強化。調査研究の成果等を国内外へ積極的に発信し、国際動向に係る情報収集等の強化。

⇒ 国においても、NVECやセンターとの強力なネットワークを形成し、地域の状況等のきめ細かな把握や、全国津々浦々施策を展開し、その効果を浸透させていく体制の構築が急務。

## 第3. センター及びNVECにおける機能強化

### 1. 機能強化に当たっての基本方針

- （1）男女共同参画基本計画に定める施策全般にわたって、その推進に資する普及啓発、人材育成、調査研究等を行う「ナショナルセンター」としてNVECの機能強化を図る。
- （2）全国のセンターとネットワークを構築し、各地のセンターを通じて各地域の状況や課題等を機動的に把握するとともに、それに応じた男女共同参画に関する最先端の知見・ノウハウを積極的かつ効果的に提供・発信することにより、各地のセンターを強力にバックアップする「センターオブセンタース」として、以下の基本的方向性の下で、NVECの機能強化を図る。
  - ①各地域における様々な課題への対応力の強化を図るための人材の育成・専門性向上
  - ②センター同士や関係機関とのネットワークの構築・強化
  - ③男女共同参画に関する政策の企画立案を支えるEBPM機能の強化
  - ④国・地方公共団体の施策との連動性の確保と施策の推進機能の強化

### 2. 機能強化に係る施策・取組

#### （1）職員の育成・専門性向上

##### <研修>

- ・初任者向けの基礎的な研修プログラムの開発・実施（NVEC【新規・強化】）
- ・相談支援研修の充実（NVEC【強化】）
- ・研修の認定制度の創設（NVEC【新規】）
- ・オンライン研修のオンデマンド化（NVEC【新規】）

##### <人事交流>

- ・NVECと自治体・センターとの人事交流【新規】

##### <助言・情報支援>

- ・都道府県のセンター等に対する個別事業の実施方法等のアドバイス（NVEC【新規】）
- ・講師情報バンクの作成、講師の紹介・派遣（NVEC【新規】）等

#### （4）利用者層の拡大

##### <幅広い層の利用>

- ・若年層等の関心が高いテーマについて、センターが地域の学校・企業等に出席講座を行うための教材を開発（NVEC【新規】）
- ・NVECの動画コンテンツを効果的に活用した啓発やオンラインの講座の増加（センター【新規】）

##### <広報>

- ・センターを対象に効果的な広報のノウハウに関する研修を実施（NVEC【新規】）
- ・センターで広報活動の強化（センター【強化】）等

#### （2）関係機関との連携強化とネットワーク構築

##### <他の関係施策に係る機関との連携>

- ・自治体関係部局、センター、企業、関係団体等との連携の仕組みの在り方の検討（国、NVEC【新規】）
- ・各センターと関係機関の連携状況の調査・好事例の横展開等（NVEC【新規】）

##### <センター間の連携>

- ・全国のセンターの優良事例の収集と横展開（NVEC【新規】）
- ・各ブロック毎にセンター間の情報共有や意見交換等を開催（NVEC【新規】）
- ・センター間の情報交換等を行うサイトの創設（NVEC【新規】）

##### <企業等との連携>

- ・企業・経済団体向けの研修メニューの開発（NVEC【新規】）
- ・センターが地域の企業向けに活用できる教材の作成等（NVEC【新規】）
- ・地域の企業・経済団体へのアドバイスや相談対応のためのノウハウ習得等（センター【新規・強化】）

##### <教育機関等との連携>

- ・教育委員会・大学等との連携の好事例の収集・普及啓発（国、NVEC【新規】）
- ・センターが教職員向け研修に活用できる基本的な教材を作成（NVEC【新規】）
- ・校長・教頭への取組強化、初等中等教育の教員への研修強化（NVEC【強化】）等

#### （5）調査研究等の充実・強化

- ・ジェンダー統計を充実させ、政策立案・実施を支えるEBPM機能の強化（NVEC【新規】）
- ・基礎的なデータベースを構築し、センターで活用（NVEC【新規】）
- ・地域の状況把握の調査分析等の研修プログラム開発（NVEC【新規】）
- ・都道府県のセンター等への相談対応、アドバイス（NVEC【新規】）
- ・センターが把握するデータの定期的な収集・分析（NVEC【新規】）
- ・国際会議等での優良事例の発信や、国際動向等の収集整理とセンター等への情報提供（NVEC【強化】）
- ・電子図書の活用拡大（NVEC【新規】）等

#### （3）地域・社会におけるニーズの把握と対応の充実

##### <地域・社会におけるニーズの把握等>

- ・アンケート調査等のノウハウを支援し、センターが地域の課題・事業ニーズ等を把握（NVEC、センター【新規】）
- ・センターが把握する地域の課題等を把握・分析し、センター等へ共有する体制の構築（NVEC、センター【新規】）

##### <女性デジタル人材の育成>

- ・各センターの好事例の収集・発信（NVEC【新規】）
- ・デジタル人材を目指す女性等向けの基礎的な研修プログラムを企業等と連携して開発（NVEC【新規】）
- ・地域の企業等に対し、働き方改革等と併せて、NVEC作成の研修プログラムの積極的な活用（センター【新規】）等

##### <（6）体制等の確保>

- ・令和5年度に、センターの更なる実態調査を行い、実施事業に応じた人員体制の規模等の在り方に関するガイドラインについて、有識者会議を開催し検討（国、NVEC【新規】）
- ・各センターの人員規模等に関する基本的データの調査・公表（NVEC【新規】）
- ・各センターの指定管理の運用状況の把握や好事例の横展開、運用方法に係る自治体への情報提供（NVEC【新規】）

##### <センターの位置付け>

- ・センターの設置やその目的・役割等について、法令等における位置付け等を検討（国【新規】）等

### 3. 機能強化に係る施策・取組の実施に当たって

機能強化策の実施に当たっては、①機能強化に見合ったNVECの必要な人員体制や予算の確保、②各施策・取組に優先順位を付けながら計画的に実施すること、③民間団体等との緊密な連携を図り、その知見・ノウハウ等を十分に活用しながら効果的に取り組むこと、が必要。

一方で、NVECの啓発や研修等については、今後オンラインを活用した実施の更なる増加が見込まれる中で、施設の在り方についても、今後検討が必要。

また、センターの機能強化については、自治体においても、その趣旨に沿って、各地域のニーズ等を踏まえつつ、必要な対応がなされることを期待。

⇒ 全国津々浦々で、国、NVEC、地方公共団体及びセンターが男女共同参画社会の形成を加速させていくよう取り組んでいくべき。

# 独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)の機能強化

女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、

- 法人の目的・業務を女性教育の推進から男女共同参画社会の形成促進に拡充し、全国の男女共同参画センターを人材育成、情報の収集・発信、調査研究等の面から強力にバックアップ
- 男女共同参画センターについて、各地域の課題に応じてその役割を十全に果たす観点から、専門人材の育成・確保、関係機関・団体との連携強化等の機能強化

との方針の下、男女共同参画のナショナルセンター及び男女共同参画センターをバックアップするセンターオブセンターズとなるための具体的な機能強化策を計画的に実施。

## 研修

### 強化

- 相談支援研修の充実等

### 新規

- 研修をオンデマンド化し、オンライン研修をより多くの関係者に共有
- 男女共同参画センター等の職員の専門性向上のための研修認定制度の創設

※対面研修は全国各地で実施予定

## 広報・情報発信

### 新規

- 男女共同参画センターが幅広い層の方に利用されるよう、広報のノウハウを男女共同参画センターに提供

※機能強化後も、蔵書、史料は保有・保存

## 機能強化後の事業例

現在の機能を拡大・強化しつつ、  
新たな役割を追加

### 新規

## 関係機関との連携強化 ネットワーク構築

- 自治体関係部局、男女共同参画センター、企業、関係団体等との連携の仕組みの在り方の検討
- 男女共同参画センター間の情報交換等を行うサイトの創設

## 調査研究

### 新規

- 男女共同参画センターとのネットワークの下、男女共同参画を阻む各地域の課題を把握・分析し、各地のセンターに共有
- ジェンダー統計を充実させ、政策立案・実施を支えるEBPM機能を備える

## 国際貢献

### 強化

- 国際会議等での優良事例の発信や、国際動向等の収集整理とセンター等への情報提供



## 女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）抜粋

### I 女性の経済的自立

#### （2）地域におけるジェンダーギャップの解消

##### ①男女共同参画のナショナルセンター

「新しい資本主義」の中核と位置付けられた女性の経済的自立を全国津々浦々で実現するためには、各地域で女性のスキルアップや固定的な性別役割分担意識の解消といった取組を加速させる必要がある。（略）男女共同参画センターを、人材育成やネットワークを通じて強力にバックアップするため、男女共同参画のナショナルセンターが必須である。

このため、1977年の創設以来、男女共同参画の推進に係る様々な機能を担ってきた**独立行政法人国立女性教育会館の主管府省を内閣府に移管し、必要な予算及び人員についても内閣府に移管する。**また、地域における女性リーダー等の人材育成機能と各地の男女共同参画センターを束ねる拠点機能の強化を行うとともに、引き続き学校教育等における男女共同参画を進める観点から、同法人の業務の在り方について、令和4年度に有識者会議において検討し、結論を得る。【内閣府、文部科学省】

## 女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）抜粋

### II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

#### （5）地域のニーズに応じた取組の推進

##### ①独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化

「新しい資本主義」の中核と位置付けられた女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、「独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書」（令和5年4月11日）に盛り込まれた施策・取組について、令和5年度より実施可能なものから計画的に実施する。その一環として、**独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）の主管の内閣府への移管や、同法人及び男女共同参画センターの機能強化を図るための所要の法案について、令和6年通常国会への提出を目指す。**

【内閣府、文部科学省】

## 経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）抜粋

### 第2章 新しい資本主義の加速

#### 4. 包摂社会の実現

（脚注99）独立行政法人国立女性教育会館について、男女共同参画センターへの支援機能の強化等に向け、2024年通常国会への関連法案の提出を目指す。

01

独立行政法人国立女性教育会館及び男女共同参画センターの機能強化

02

主に寄せられる御心配の声について

# 主に寄せられる御心配の声について

Q 1 : NWE Cは廃止・縮小されるのでしょうか。

A 1 : NWE Cは発展的に存続させるつもりであり、むしろ、男女共同参画に関係のある機能の強化を目指しています。

NWE Cの機能を抜本的に見直し・強化することにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与するための新たな中核的組織を整備すべく検討しているところです。

Q 2 : NWE Cの施設について、嵐山町からは存続を求める要望書が提出され、埼玉県は移転の方針は撤回されるべきと国に伝えたという報道がありましたが、今後どうなるのでしょうか。

A 2 : 地元の方々の声をお聞きしながら、丁寧に検討・調整を進めてまいります。

機能強化を図るに当たってのNWE Cの施設の在り方について、所在自治体である埼玉県、同県嵐山町としっかりと意見交換しつつ、成案を得たいと考えています。

Q 3 : NWE Cの研修はオンラインだけにする考えでしょうか。

A 3 : 対面研修も重要です。対面・オンライン双方の利点を活かし、研修の充実を図ります。

対面での研修は研修参加者のネットワーク形成に有効であるため、引き続き実施していく予定です。今後は、オンライン研修を充実させるほか、対面とオンラインのハイブリッド型の研修や対面での研修を全国各地で実施し、より幅広い層に御参加いただきたいと考えています。

Q 4 : N W E C の機能強化後には、女性教育情報センターの蔵書、女性アーカイブセンターの史料はどうなるのでしょうか。

A 4 : 貴重な蔵書・史料は、これからも大事に守ります。

機能強化後も、女性教育情報センターと女性アーカイブセンターをはじめ、N W E C は情報収集を業務として継続しますので、蔵書、史料は機能強化後も保有・保存し、一般の閲覧に供する予定です。

Q 5 : N W E C を司令塔にするという報道がありました。国の意向を受けたN W E C が、全国の男女共同参画センターに指揮・命令を行うことになるのでしょうか。

A 5 : N W E C が全国の男女共同参画センターに指揮・命令を行うことにはなりません。

男女共同参画センターを法律上に位置づけ、これを機能強化後のN W E C が支えていくことを考えています。男女共同参画センターは、あくまで地方公共団体等の設置者が地域の実情に応じて運営をされるもの（地方公共団体が設置・運営する場合は地方自治法上の自治事務）であり、国やN W E C が指揮・命令を行う関係にはありません。

国においては、センターを設置、運営するために参考としていただける手引きとして、ガイドラインの策定を検討しているところですが、ガイドラインをもって画一的な対応を求めたり、その内容を強制したりすることはありません。